

総目次 (第一巻—第十巻) 昭和五七年三月—平成三年一月

第一巻第一号 (創刊号) 昭和五七年三月

〈論説〉

| | | | |
|-----------------------------------|---|------|----|
| 下請代金支払遅延等防止法をめぐる諸問題…………… | 辻 | 吉彦 | 一 |
| ソ連における基層労組織の権限と機能をめぐる諸問題(一)…………… | 中 | 村賢二郎 | 三 |
| 英米法における身体への侵害行為に関する示談の取消について…………… | 土 | 田哲也 | 四 |
| 障害者雇用保障の法的課題について(一)…………… | 山 | 田耕造 | 六 |
| ラストシュリフト制度 (取立振替制度) の意義について…………… | 後 | 藤紀一 | 九 |
| 婚姻継承財産設定の歴史的意義をめぐる…………… | 栗 | 原真人 | 一七 |
| 合衆国法および日本法における至上約款の至上性…………… | 奥 | 田安弘 | 一七 |

第二巻第一号 (通巻第二号) 昭和五七年一二月

〈論説〉

| | | | |
|-------------------|---|-----|---------|
| 部落問題と平等原則…………… | 高 | 野真澄 | 一 (一) |
| 振込取引における法律関係…………… | 後 | 藤紀一 | 三 (三) |
| 法条競合と包括一罪(1)…………… | 虫 | 明満 | 七 (八) |
| 〈研究ノート〉 | | | |
| 地方行政論の課題(1)…………… | 遠 | 藤文夫 | 二五 (二五) |

連邦取引委員会による子ども向けテレビ広告の規制(1)
——規則の制定を中心として——……………内田耕作 一三七 (一三七)

《資料》

最近の西ドイツにおける外人労働者問題にかんする資料(1)
——一九七九年度職場委員選挙および一九八一年度
経営協議会選挙結果を中心にした統計——……………中村賢二郎 一五九 (一五九)

第二卷第二号 (通卷第三号) 昭和五八年三月

《論説》

法条競合と包括一罪(2)……………虫明 満 一 (一八九)

国際海上物品運送法の統一と国際私法の関係
——国際私法は排除されるか——……………奥田安弘 三 (三二九)

《研究ノート》

地方行政論の課題(2)……………遠藤文夫 八七 (二七五)

アメリカ合衆国における比較広告の規制
——自主規制およびそれに対する連邦取引委員会の態度を中心として——……………内田耕作 二七 (三〇五)

《資料》

ソ連邦における企業の要員部および社会要員部規程について……………中村賢二郎 二九 (三三七)

第三卷第一号 (通卷第四号) 昭和五八年七月

《論説》

社会主義国際経済法の新展開(1)……………鈴木輝二 一 (一一)

頁 通頁

人権諸条約に対する留保
 | 人権諸条約の留保条項を素材として | 山崎公士 五 (五)

不干渉政策の決定過程(1)
 | ブルム内閣とスペイン内戦 | 渡辺和行 一三 (一三)

ソ連邦における勤労者集団法草案について 中村賢二郎 一七五 (一七五)

第三卷第二号 (通卷五号) 昭和五八年十一月

《論説》

不干渉政策の決定過程(2)・完
 | ブルム内閣とスペイン内戦 | 渡辺和行 一 (一五)

《研究ノート》

ソ連の勤労者集団法 中村賢二郎 四 (三九)

連邦取引委員会による子ども向けテレビ広告の規制(2)
 | 規則の制定を中心として | 内田耕作 六 (三三)

《判例批評》

婚姻関係が破綻状態になった場合における婚姻費用の分担額は、
 労研方式によつて算定された生計費分担額より軽減することが
 許されるとされた事例 松本タミ 一〇三 (三九七)

不実の公示送達申立により確定判決を得た場合と再審事由 三谷忠之 一三 (三〇七)

安全配慮義務違反に基く損害賠償請求権の消滅時効の起算点 高橋眞 一三 (三五)

第三卷第三号 (通卷第六号) 昭和五九年三月

《論 說》

大企業の所有と支配
 — 相互参加規制を考える —……………市川兼三 一 (三七)

フランスにおけるビラ貼りの自由……………上村貞美 四 (三七)

消費者による連邦取引委員会法の執行(1)……………内田耕作 七 (三七)

《資 料》

最近の西ドイツにおける外人労働者問題にかんする資料(2)
 — 西ドイツの各政党・グループおよび主要労働組合団体の
 外人労働者対策の基本方針 —……………中村賢二郎 五 (四九)

《紹 介》

ジェイムズ・ハザード・民事裁判手続第2版(11章) (上)……………三谷忠之 一七 (四三)

《書 評》

山口俊章著『フランス一九三〇年代 状況と文学』……………渡辺和行 一五 (四一)

第四卷第一号 (通巻第七号) 昭和五九年七月

《論 說》

社会主義国際経済法の新展開(2) — 上……………鈴木輝二 一 (一)

— コメコン・EC協力協定交渉の問題点 —……………虫明 満 五 (六五)

法条競合と包括一罪(3)……………渡辺和行 一三 (二三)

不干渉とフランス世論一九三六
 — 左翼政治集団の意見の形状 —……………渡辺和行 一三 (二三)

《資 料》

頁 通頁

最近の西ドイツにおける外人労働者問題にかんする資料(3)
 —ヘルツォク内相の外人政策構想と一九八三年外人帰国準備促進法—……中村賢二郎 一四 (一四)

〈判例批評〉

国際間の海上物品運送契約の準拠法を船荷証券の記載により定め、
 外国法が不明の場合条理により裁判すべきものとされた事例……奥田安弘 二九 (三九)

〈紹介〉

ジェイムズ・ハザード・民事裁判手続第2版(11章)(下)……三谷忠之 三六 (三六)

第四卷第二号 (通巻第八号) 昭和五九年一〇月

〈論説〉

社会主義国際経済法の新展開(2)——下
 —コメコン・EC協力協定交渉の問題点——……鈴木輝二 一 (二九)

瀬戸内海環境保全政策の評価のための基礎的研究……中山充 三 (二七)

消費者による連邦取引委員会法の執行(2)……内田耕作 六 (三三)

続不干涉とフランス世論一九三六
 —右翼政治集団の意見の形状——……渡辺和行 一〇 (三五)

船主責任制限の準拠法……奥田安弘 一五 (四〇)

〈紹介〉

Gamp, Die Ablehnung von rechtswidrig erlangten Beweismitteln
 im Zivilprozess, DRiZ 59, 41 (1981) ……三谷忠之 二〇 (四六)

第四卷第三号 (通巻第九号) 昭和六〇年一月

《論 說》

瀬戸内海水質保全政策の実施状況とその評価・検討

——赤潮問題を中心として——……………土田 哲也 一 (四七三)

振込取引における誤記帳と銀行の訂正権について

——西ドイツ銀行普通取引約款を参考に——……………後藤 紀一 四 (五八)

財産権不可侵の意義(1)

——財産権保障の研究——……………高橋 正俊 六 (五八)

社会史からみた近代イギリスにおける家父長制家族(1)

……………栗原 真人 一〇 (五〇)

人民戦線期の急進党一九三五〜一九三六

——二つの党大会から——……………渡辺 和行 一五 (六四)

《研究ノート》

連邦取引委員会による子ども向けテレビ広告の規制(3)

——規則の制定を中心として——……………内田 耕作 一〇 (六三)

《資 料》

ドイツ労働組合総同盟の外国人法改正要綱

——最近の西ドイツにおける外人労働者問題にかんする資料(4)——……………中村 賢二郎 三〇 (六三)

《紹 介》

Gamp, Die Bedeutung des Ausforschungsbeweises im Zivilprozess, DRiZ 60, 165 (1982)

……………三谷 忠之 三七 (六九)

第五卷第一号 (通巻第一〇号) 昭和六〇年四月

《論 說》

振込取引における過誤記帳と法的諸問題(1)……………後藤 紀一 一 (一)

頁 通頁

| | | | |
|---|-------|-----|-------|
| 米国における会社の他社株式所有の合法化…………… | 市川兼三 | 四〇 | (四三) |
| ドイツ民法典における使用者の安全配慮義務規定の生成について(上)…………… | 高橋 眞 | 九 | (九) |
| 《研究ノート》 | | | |
| 連邦取引委員会による子ども向けテレビ広告の規制(4) —規則の制定を中心として—…………… | 内田耕作 | 一三 | (一三) |
| 《判例批評》 | | | |
| 戸籍の訂正によって従前の戸籍上の父子関係が消除され、改めて認知の訴えを提起する場合でも、民法七八七条但書の出訴期間の制限をうけるとされた事例 父がした二男の出生届には、長男を父の子とする意思があるとして、認知届の効力があるとされた事例…………… | 松本タミ | 一四 | (一四) |
| 《紹介》 | | | |
| Schlosshauer-Selbach, Typologie der ärztlichen Aufklärungspflicht, DRiZ 60, 361 (1982)…………… | 三谷忠之 | 一五〇 | (一五〇) |
| 《書評》 | | | |
| Robert Michael, The Radicals and Nazi Germany 1933—1939…………… | 渡辺和行 | 一六三 | (一六三) |
| 第五巻第二号 (通巻第一一号) 昭和六〇年七月 | | | |
| 《論説》 | | | |
| 振込取引における過誤記帳と法的諸問題(2・完)…………… | 後藤 紀一 | 一 | (一七) |
| 議会による委任立法の統制…………… | 上村 貞美 | 五 | (三七) |
| 法条競合と包括一罪(4・完)…………… | 虫 明 満 | 一〇七 | (一〇七) |
| 《研究ノート》 | | | |

連邦取引委員会による子ども向けテレビ広告の規制(5・完)……………内田耕作 一四七 (三二七)

《書評》

E. H. Carr, The Comintern and the Spanish Civil War ……………渡辺和行 一三三 (三四三)

第五卷第三号(通卷第一二号) 昭和六〇年一〇月

《論説》

アジアにおける人権保障機構の構想(1)……………山崎公士 一 (三五七)

消費者による連邦取引委員会法の執行(3・完)……………内田耕作 四 (三九七)

統一私法と国際私法の関係……………奥田安弘 六 (四二五)

公職別選挙運動とメディアに関する80年代アメリカの研究……………神江伸介 一四 (五四四)

《判例批評》

瑕疵ある貨物の公売と税関長の過失の有無……………高橋真 九 (四五五)

第五卷第四号(通卷第一三号) 昭和六一年一月

《論説》

財産権不可侵の意義(2・完)……………高橋正俊 一 (五〇七)

不可罰的事後行為の法的性格……………虫明満 三 (五三七)

| | | | | |
|-------------------------------|---|-------|-----|-------|
| | フランス実証主義史学成立の背景…………… | 渡辺和行 | 四〇 | (五五三) |
| 《研究ノート》 | | | | |
| | 「健康食品」と表示規制 —不当表示規制をめぐって—…………… | 内田耕作 | 三七 | (五七九) |
| 《資料》 | | | | |
| | アジアにおける地域的人権保障機構に関する基本文書…………… | 山崎公士 | 二九 | (五九七) |
| 《判例批評》 | | | | |
| | 代位弁済をした保証人に対して債務者のした内入金 の支払と求償権及び原債権に対する弁済関係…………… | 高橋 眞 | 一〇七 | (六一三) |
| 《紹介》 | | | | |
| | Werner Wachsmuth, Zur Problematik des medizinischen Sachverständigen im Arzthafungsprozeß, DRiZ 60, S. 412 (1982) …… | 三・谷忠之 | 二九 | (六一五) |
| 第六巻第一号(通巻第一四号) 昭和六一年四月 | | | | |
| 《論説》 | | | | |
| | フランスにおける映画検閲制(1)…………… | 上村貞美 | 一 | (一) |
| | 公職別選挙運動とメディアに関する80年代アメリカの研究 —テーマ編—(下)…………… | 神江伸介 | 二四 | (二四) |
| | 香川大学法学部学生の家族・婚姻等に関する意識について…………… | 松本タミ | 二六 | (二六) |
| 《講演》 | | | | |
| | 新たに法学を学ぶ学生諸君へ…………… | 今村成和 | 四 | (四) |
| 《研究ノート》 | | | | |

「健康食品」と表示規制

—積極的表示の義務づけをめぐる——……………内田耕作 五(五)

大規模産業施設の立地と都市計画(1)

—西ドイツ都市建設法における計画化の必要性をめぐる対立について——山下 淳 七(七)

第六卷第二号 (通巻第一五号) 昭和六一年七月

〈論 説〉

フランスにおける映画検閲制(2・完)……………上村貞美 一(一七)

債権執行における配当要求の効果……………三谷忠之 三(二三)

ドイツ民法典における使用者の安全配慮義務規定の生成について(中)……………高橋 眞 四(三七)

公職別選挙運動とメディアに関する80年代アメリカの研究……………神江伸介 一七(三四)

〈資 料〉

非ドイツ人労働者の労働許可にかんする命令について……………中村賢二郎 七(三七)

—最近の西ドイツにおける外人労働者問題にかんする資料(5)——……………法学教育研究会 一五(三四)

最近の法学教育……………法学教育研究会 一五(三四)

〈翻 訳〉

ホロスガー・ジョン・ハバカク……………栗原真人 九(二六)

「十八世紀イングラントにおける婚姻継承財産設定」……………栗原真人 九(二六)

第六卷第三号 (通巻第一六号) 昭和六一年一〇月

〈論 説〉

| | | | | |
|--------------------------------|--|-------|----|-------|
| | アジアにおける人権保障機構の構想(2)…………… | 山崎公士 | 一 | (三四七) |
| | 歴史家の誕生 | | | |
| | — 修行時代のガブリエル・モノー一八四四—一八七〇—…………… | 渡辺和行 | 一七 | (三六三) |
| | 海運同盟に対する米国政府規制の域外適用…………… | 奥田安弘 | 四 | (三五五) |
| 《資料》 | 推協データ変数表…………… | 神江伸介 | 二〇 | (五五六) |
| 《判例批評》 | 委託を受けた保証人の求償権の消滅時効の起算点…………… | 高橋 眞 | 一三 | (四九九) |
| 《翻訳》 | ウォルカー—ウォルカー・イギリスの法制度 第六版第四部 民事裁判手続(上)…………… | 三谷忠之 | 一七 | (四七三) |
| 第六巻第四号 (通巻第一七号) 昭和六二年一月 | | | | |
| 《論説》 | イギリスにおける嫌がらせ訴訟禁止法について(上)…………… | 三谷忠之 | 一 | (五五九) |
| | フランス実証主義史学の成立とガブリエル・モノー…………… | 渡辺和行 | 三 | (五九七) |
| 《研究ノート》 | 西ドイツ金属産業労組の外人法改正構想について(1) — 一九八六年五月開催の第一回外人会議によせて—…………… | 中村賢二郎 | 七 | (六三七) |
| 《翻訳》 | | | | |

ウォルカー||ウォルカー・イギリスの法制度 第六版第四部 民事裁判手続(中)……………三 谷 忠 之 九 (六四九)

第七卷第一号(通卷第一八号)昭和六二年四月

〈論 說〉

頁 通頁

近代日本における夫婦の婚姻費用にかかる規定の系譜……………松 本 夕 三 一 (一一)

— 婚姻費用分担と性別役割分担構造 I —……………山 崎 公 士 三 (三三)

アジアにおける人権保障機構の構想(3・完)……………阿 部 浩 己 三 (三三)

従業員持株制度と議決権(1)……………市 川 兼 三 一 九 (一九)

〈翻 訳〉

ウォルカー||ウォルカー・イギリスの法制度 第六版第四部 民事裁判手続(下)……………三 谷 忠 之 四 (四)

第七卷第二号(通卷第一九号)昭和六二年七月

〈論 說〉

西ドイツにおける交通災害紛争処理システムについて……………土 田 哲 也 一 (二〇)

イギリスにおける嫌がらせ訴訟禁止法について(中)……………三 谷 忠 之 九 (三九)

社会史からみた近代イギリスにおける家長制家族(2・完)……………栗 原 真 人 三 (三五)

十九世紀末フランス史学を見る眼について……………渡 辺 和 行 五 (五七)

ドイツ民法典における使用者の安全配慮義務規定の生成について(下の一)……………高 橋 眞 三 (七三)

| | | | | |
|---------------------|-------|-------|-----|-------|
| 地方版の選挙報道 | | 神江伸介 | 一五 | (三五) |
| —86年衆参同日選挙の新聞報道分析— | | | | |
| 従業員持株制度と議決権(2・完) | | 市川兼三 | 一六 | (三六) |
| 《研究ノート》 | | | | |
| 西ドイツ労働許可令第八次改正令について | | 中村賢二郎 | 一〇三 | (三〇三) |

第七卷第三・四号(通卷第二〇号)昭和六三年一月—
辻吉彦教授 退官記念号—
 遠藤文夫教授

《論説》

| | | | | |
|--------------------------|-------|------|----|------|
| イギリスの当番弁護士制度 | | 庭山英雄 | 一 | (三九) |
| ココム体制と東西経済協力 | | 鈴木輝二 | 三 | (四〇) |
| 西ドイツ個人データ保護法と銀行普通取引約款 | | | | |
| 第一〇条(情報提供)について | | 後藤紀一 | 七 | (四七) |
| 人権としての性的自由と強姦罪 | | | | |
| —欧米における強姦罪の改正をめぐって— | | 上村貞美 | 一〇 | (五七) |
| フランス憲法院判決の進展 | | | | |
| —新聞事業の集中排除に関する二判決を中心に— | | 矢口俊昭 | 一七 | (五五) |
| 制度保障について | | 高橋正俊 | 三三 | (六五) |
| 瀬戸内海の有機物汚濁削減対策 | | 中山充 | 三六 | (六四) |
| 景品提供行為の規制の根拠 | | 内田耕作 | 三九 | (七七) |
| 公職選挙法上の交付・受交付罪と供与罪との罪数関係 | | | | |
| —最高裁判例における犯罪の「吸収」概念の検討— | | 虫明満 | 三七 | (七五) |
| 世紀転換期フランスの史学論争(一) | | 渡辺和行 | 三七 | (七五) |

《研究ノート》

「ロッキード事件」の憲法論……………高野真澄 四七 (八五)
 辻・遠藤教授略歴・主要著作目録

第八卷第一号 (通卷第二一号) 昭和六三年四月

《論 説》

フランスの妊娠中絶法……………上村貞美 頁 通頁
 地方議会における請願の採択基準……………上村貞美 一 (一)
 ドイツ民法典における使用者の安全配慮義務規定の
 生成について(下の二・完)……………高橋 眞 五 (七)

《資 料》

環境行政の現状 (昭和六二年) ……中山 充 一三 (二九)

第八卷第二号 (通卷第二二号) 昭和六三年七月

《論 説》

公示送達と再審……………三谷忠之 一 (一七)
 抵当権の実行としての競売における所有者と買受人の地位……………三谷忠之 七 (二〇)
 世紀転換期フランスの史学論争(二)……………渡辺和行 四 (三五)

《資 料》

フランス実証主義史学の文献案内……………渡辺和行 一五 (三三)

西ドイツ金融法務用語解説〔金融機関の設立・組織〕(一)……………後藤紀一 一六 (三四)

ハインツ・マテイアス・フーフト

《判例批評》

公訴時効の起算点
—熊本水保病刑事事件上告審決定—……………虫明 満 七九 (二五七)

《紹介》

Eschner, Neue Lösungen im Arzthafungsprozess, DRiZ 61, 9 (1983)
und Tropf, Die erweiterte Tatsachefestellung, DRiZ 63, 87 (1985) ……三谷忠之 九三 (二七)

第八卷第三号(通卷第二三号)昭和六三年一〇月

《論説》

一九六九年の決定的選挙
—日本社会党の得票構造の史的分析—……………神江伸介 一 (三四)

《講演》

犯罪予防における文化の役割……………ブルノン・ホウイスト
山下邦也(訳) 四二 (三五)

《研究ノート》

アメリカ刑事司法の一断面(1)……………庭山英雄 五 (三九)

環境法概論(1)……………中山充 六 (四三)

米国従業員持株制度の理論と政策
—ルイス・オー・ケルソーより—(1)……………市川兼三 一〇八 (四五)

第八卷第四号(通卷第二四号)平成元年一月

《論 說》

上告審の事実誤認救済に関する一考察……………庭山英雄 一 (四五)

《研究ノート》

審決とその司法審査……………波光巖 一七 (四七)

アメリカ刑事司法の一断面(2)……………庭山英雄 三〇 (四九)

米国従業員持株制度の理論と政策……………市川兼三 一八三 (六三六)

―ルイス・オー・ケルソーより―(2)……………市川兼三 一八三 (六三六)

《資 料》

ジェイムズ・ハザート・民事裁判手続 第三版(第二章)……………三谷忠之 四〇 (五〇三)

判例破産法(上)……………三谷忠之 八五 (五九)

―昭和五八年ないし六三年―……………三谷忠之 八五 (五九)

第九卷第一号 (通巻第二五号) 平成元年四月

《論 說》

瀬戸大橋に関する環境法上の諸問題(上)……………中山 充 一 (一一)

親告罪における告訴の欠如と一罪の一部起訴……………虫明 満 五 (五)

《資 料》

判例破産法(中)……………三谷忠之 九二 (九二)

―昭和五八年ないし六三年―……………三谷忠之 九二 (九二)

西ドイツ金融法務用語解説(二)……………後藤 紀一 一六六 (一六六)

ハインツ・マティクスノート

第九卷第二号(通卷第二六号)平成元年七月

〈論説〉

瀬戸大橋に関する環境法上の諸問題(下)……………中山 充 一(二六九)

〈研究ノート〉

米国従業員持株制度の理論と政策
——ルイス・オー・ケルソーより——(3)……………市川兼三 三〇(三七八)

〈資料〉

ジェイムズ・ハザート・民事裁判手続 第三版(第一章)……………三谷忠之 四(三二)

判例破産法(下)
——昭和五八年ないし六三年——……………三谷忠之 三三(三六九)

西ドイツ金融法務用語解説(三)……………ハインツ・マティクス・フォート後藤 紀一 一七(三四六)

第九卷第三号(通卷第二七号)平成元年一〇月

〈論説〉

人権としての性的自由をめぐる諸問題(一)……………上村貞美 一(三六一)

〈研究ノート〉

協同組合間の提携について……………波光 巖 元(四〇九)

米国従業員持株制度の理論と政策
——ルイス・オー・ケルソーより——(4)……………市川兼三 一〇(四一八)

〈資料〉

西ドイツ金融法務用語解説(四)……………後藤紀一 七四(四五四)

ハインツ・マテイアス・フオート

第九卷第四号(通卷第二八号)平成二年一月

《論説》

国連被拘禁者人権原則をめぐって……………庭山英雄 一(四九二)

《研究ノート》

職業の自由規制の合憲基準……………高橋正俊 七(五二七)

《資料》

米国従業員持株制度の理論と政策
——ルイス・オー・ケルソーより——(5)……………市川兼三 一四(六三三)

後藤紀一 二〇六(五九六)

ハインツ・マテイアス・フオート

《判例批評》

無権代理人を本人とともに相続した者が更に本人を相続した場合に
おける無権代理行為の効力……………松本タミ 五(五四七)

第十卷第一号(通卷第二九号)平成二年四月

《論説》

人権としての性的自由をめぐる諸問題(二)……………上村貞美 一(一一)

中央地方関係の分析枠組
——過程論と構造論の総合へ——……………笠京子 三九(三九)

頁 通頁

| | | | | |
|-------------------------------|---|----------------------------|-----|-------|
| | Human Rights Conditions and the Human Rights Movement in the Asian Region | Koshi Yamazaki | 二二二 | (二二二) |
| 《講演》 | ドイツにおける最新のバンキングシステムについて | ウベ・シュテューレンベルク 後藤 紀一(コト) | 一六六 | (一六六) |
| 《研究ノート》 | 韓国従業員持株制度の概要 | 市川 兼三 韓 大 圭 | 一五五 | (一五五) |
| 《資料》 | 西ドイツ金融法務用語解説(六) | 後藤 紀一 ハインツ・マティアス・フオイト | 一三六 | (一三六) |
| 第十巻第二号 (通巻第三〇号) 平成二年七月 | | | | |
| 《論説》 | 環境権——環境の共同利用権(1) | 中山 充 | 一 | (一三五) |
| 《研究ノート》 | 新消費税の原理・原則について | 吉川 弘人 | 三九 | (三三三) |
| | 明推協PC版 | 神江 伸介 | 一三 | (三三六) |
| 《資料》 | ドイツ金融法務用語解説(七) | 後藤 紀一 ハインツ・マティアス・フオイト | 四 | (三〇八) |

《特別寄稿》

香川大学附属図書館蔵『神原文庫』と神原甚造先生……………高野真澄 一（三三九）

《論説》

価格の原状回復命令の当否……………辻吉彦 二（三三九）

地方公共団体の財産制度の改革に関する覚書……………遠藤文夫 三（三六五）

最近の最高裁破棄無罪例の分析……………庭山英雄 五（三八七）

英国のいわゆる外国人労働者政策について……………中村賢二郎 八（四二五）

法と論理・方法論
—論理の誤解を中心にした序説—（一）……………守屋正通 九（四三七）

景品付販売の規制について……………波光巖 一三（四六一）

環境権——環境の共同利用権(2)……………中山充 一五（四八三）

人種差別撤廃条約における国家報告制度の実効性
—パキスタンの国家報告と人種差別撤廃委員会に
おける審議を素材として（一）……………山崎公士 一九（五一九）

ECおよび英国における原産国表示規制……………内田耕作 二〇（五三七）

優位法の中止未遂と劣位法による処罰……………虫明満 二二（五六七）

一九世紀フランスのファキュルテ……………渡辺和行 二五（六〇三）

安全配慮義務の履行補助者論に関する学説の現状について……………高橋眞 三〇（六三五）

ドイツ電気通信事業法における規制改革と競争政策（上）……………土佐和生 三二（六六九）

《研究ノート》

法人の青色申告欠損金等の繰越控除の順序について……………吉川弘人 四〇（七三七）

《資料》

ドイツ金融法務用語解説(八)

.....

後藤 紀一
ハインツ・マテイヤス・フオート

四六
(七九六)

総目次(第一巻—第十巻)